

屋外催しのうち指定催しの指定に関する要綱

平成26年 6月10日
小豆広域告示第8号

(目 的)

第1条 この告示は、小豆地区広域行政事務組合火災予防条例（昭和55年8月1日条例第20号。以下「条例」という。）第42条の2第1項の規定に基づき、屋外での大規模な催しに対し、主催する者の責任と役割を明確化し、必要な防火管理体制の構築を義務づけるものである。

(指定催しの指定)

第2条 条例第42条の2第1項中「大規模なものとして消防長が別に定める要件」とは、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 人出予想が11万人以上のもの。
- (2) 露店数が100店舗を超える規模のもの。

附 則

この告示は、平成26年7月1日から施行する。